

小金井市介護職員宿舎借り上げ支援事業の概要

(※下線部分は令和6年度拡充内容)

1 対象事業所

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービス事業所

※ 地域密着型サービス以外の事業所は、東京都福祉保健財団へ申請してください。

2 補助内容

	種 別	補助金額
①	福祉避難所に指定されている事業所	1戸あたり月額上限82,000円の7/8 ⇒ 交付される金額の月額上限は71,000円
②	市と災害時協定を締結した事業所	1戸あたり月額上限82,000円の7/8 ⇒ 交付される金額の月額上限は71,000円
③	上記以外の全ての地域密着型サービス事業所	1戸あたり月額上限82,000円の1/2 ⇒ 交付される金額の月額上限は41,000円

3 補助条件

- (1) 対象の宿舎は法人名義で借り上げ、実際に対象職員が入居していること
- (2) 職員1人当たりの助成期間は10年間が上限（宿舎ごとの助成期間の上限なし）
- (3) 1事業所当たり4戸が上限

※ 外国人介護職員で、在留資格が介護、特定技能（介護）、技能実習（介護）、留学（資格外活動許可有）、特定活動（EPA介護福祉士候補等）の方は別枠として戸数制限なく補助対象とする。

- (4) 対象事業所に勤務する介護職員、生活相談員であること（法人役員は原則対象外）
- (5) ①福祉避難所に指定されている事業所、②市と災害時協定を締結した事業所の場合は、(1)～(4)の要件に加えて「宿舎が半径10km以内にあること」「補助対象者が災害対策の業務にあたること」

※ 本補助金の対象となっている職員は、東京都が実施している居住支援特別手当を重複して受けることができませんのでご注意ください。

4 申請方法

交付を希望される事業所は、必ず事前に市へお問い合わせいただき、要件の確認を受けてください。補助金の交付については、1年度分（4月～3月分）を年度末に一括で申請していただきますが、その際は市から事前にご案内します。

5 問合せ先

小金井市介護福祉課介護保険係 電話：042-387-9822